# 令和5年第2回定例会

# 新冠町議会会議録

第2日(令和5年6月23日)

## ◎議事日程(第2日)

閱議官生

開議宣告			
議事日程の報告			
第	1		会議録署名議員の指名
第	2		諸般の報告
第	3		一般質問
第	4	議案第39号	令和5年度新冠町一般会計補正予算
第	5	議案第40号	令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
第	6	議案第41号	令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
第	7	議案第42号	令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
第	8	議案第43号	令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予
			算
第	9		議員派遣の件
第 1	. 0	発議第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30
			人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向
			けた意見書の提出について
第 1	. 1	発議第2号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、す
			べての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意
			見書の提出について
第 1	2	会議案第8号	閉会中の継続調査について(総務産業・社会文教・議会広報
			常任委員会)
第 1	. 3	会議案第9号	閉会中の継続調査について (議会運営委員会)
第1	4	会議案第10号	閉会中の継続調査について(新冠町立国民健康保険診療所改
			築調査特別委員会)

閉議宣告

閉会宣言

## ◎出席議員(11名)

竹 1番 中 進一 君 3番 中 千鶴子 君 Щ 5番 伹 野 裕之 君 7番 武 藤 勝 圀 君 9番 長 浜 謙太郎 君

家

良美

君

益 2番 酒 井 幸 君 4番 村 貞 光 君 田 三津男 6番 秋 Щ 君 8番 中 Ш 信 幸 君 10番 武 田 修 君

## ◎欠席議員(0名)

11番 氏

#### ◎出席説明員

町 長 町 長 副 教 育 長 総 務 課 長 企 画 課 長 町民生活課 長 保健福祉課 長 産 業 課 長 建設水道課長 建設水道課参事 農業委員会事務局長 会計管理者兼税務課長 診療所事務長 特別養護老人ホーム所長 町有牧野所長 管 理 課 長 社会教育課長 総務課総括主幹 企画課総括主幹 保健福祉課総括主幹 税務課総括主幹 產業課総括主幹 建設水道課総括主幹 管理課総括主幹 管理課総括主幹

鳴 海 修 司 君 君 本 政 嗣 山 奥 村 尚 久 君 佐 藤 正 秀 君 佐 渡 健 能 君 藤 君 谷 聡 島 君 田 和 義 鷹 觜 寧 君 君 関 英 П 寺 西 訓 君 谷 貴 君 Щ 村 君 今 力 Ш 結 城 君 杉 竹 内 修 君 湊 昌 行 君 新 宮 信 幸 君 藤 工 匡 君 小 林 和 君 彦 下 Ш 広 君 司 八 木 真 樹 君 小久保 君 卓 和 君 曽 我 久 磯 野 貴 弘 君 伊 藤 美 君 幸 楫 Ш 聡 明 君 社会教育課総括主幹佐々木京 君社会教育課総括主幹坂 元 一 馬 君代表監査委員岬 長 敏 君

## ◎議会事務局

議会事務局長田村 - 晃君議会事務局総括主幹三 宅 範 正 君

#### ◎開議宣告

○議長(氏家良美君) 皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第2回新冠町 議会定例会第2日目の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(氏家良美君) 議事日程を報告いたします。 本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(氏家良美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、中山千鶴子議員、4番、 村田貞光議員を指名いたします。

#### ◎日程第2 諸般の報告

○議長(氏家良美君) 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会初日に設置されました、新冠町立国民健康保険診療所 改築調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に秋山三津男議 員、副委員長に伹野裕之議員。

以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第3 一般質問

○議長(氏家良美君) 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言願います。長浜謙太郎議員の地域公共交通の今後の在り方についての発言を許可いたします。

#### 長浜議員。

○9番(長浜謙太郎君) 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきました ので、通告に従い、地域公共交通の今後の在り方についての一般質問をいたします。

当町は、町内全域及び新ひだか町静内地区の医療機関等の送迎機能を付加した独自の乗り合いバス (コミュニティーバスメロディー号) を導入し、交通弱者と言われる高齢者や子ども、学生等の足を確保するとともに、道南バス日高沿岸線やJR北海道バスとの接続を強化し、また、西新冠地区においても、予約運行方式 (デマンド運行) を導入し効率的で持続可能な町内の公共交通を確立しております。そして、福祉の分野では、70歳以上を対象にした寿バスや福祉ハイヤーとして、民間に業務委託する移送サービスを行っており、自家用有償旅客運送制度のもと、町内のバス、ハイヤーと、福祉有償運送のすみ分け

を図り、利用者の状況に応じた移動手段が整備されております。

このように先進的に取り組み、成功事例となっているわけではありますが、これからを考えると、利用者数の減少、車両メンテナンスや維持更新、人員確保に燃料高騰など、不安材料は尽きることがありません。一方で、市街地から離れて暮らす方がいて一定数の利用者もあり、免許を返納する方も増えてくる中、求められるニーズは、より細分化してくるでしょう。果たして、現行の29人乗りマイクロバスでの運行体制が最善で利にかなっているのか。登録、利用者の動向詳細を把握できるならば、タクシー料金として助成するほうが経済的ではないのか。スマホアプリを活用することで、より合理的なマッチングが図られる可能性は。

こういった事象について、利用状況を数値でつぶさに分析し、費用対効果を試算してみることも価値があると思います。例えば、利用者の減少を逆手にとり車両をコンパクトにする。これにより、迅速性やコスト削減などの多くの利便性が見込めます。あるいは、地域住民の理解と協力を求め、NPO法人や一般社団法人によるライドシェアでの移動支援活動に補助する後方支援に決する。これは民業圧迫ではなく、現状の民間業者は、より専門性を高めた事業に専念することもできると考えます。実際にこの仕組みを活用している自治体も存在します。地域が直面する逼迫した交通課題の解決に向けて、MaaSやスマートモビリティといった言葉も目にするようになり、自動運転やAIの活用など、未来を感じさせる実証実験も行われております。2月には、公共交通をよりよくするためのアンケート調査も実施されたところでありますが、地域公共交通の今後の在り方について、町長の所見を伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 長浜謙太郎議員から御質問の、地域公共交通の今後の在り方についてにお答えいたします。

地域公共交通を考えるとき、取り巻く社会環境は、年々厳しさを増していると感じています。進む人口減少社会は、利用者の減少につながり、高齢化の進行は、交通弱者の顕在化となり、過疎化の進行は運行効率を悪化させ、更には2024年問題と称される交通関連法案の改正は、運行担い手確保を困難とする可能性を含んでいます。これら全ての市町村に共通する社会現象は、都市部と地方いずれにおいても公共交通の確保問題へとつながり、市町村が取組むべき喫緊の課題となっています。私は、地域公共交通は、地域社会存続の重要な柱であり、社会基盤施設の1つとして捉え、絶えることなく継続させるための交通施策を推進して行く所存であることをまずもってお答え致します。現在、町は新冠町地域公共交通計画を策定しており、策定過程において、利用者ニーズを把握するためアンケート調査を実施致しました。109件の回答の中には、利用者個々の実情から生まれる細かな要望もあり、運行の安全確保の面から対応できないものもありますが、出来る限り要望に近い対応を検討し、可能な対応については行っていきたいと考えています。

ご質問の中にありました適正な車両サイズの検討については、将来的な地域人口と利用者数を想定した上で効率的な車両とすることが、経費削減、安全確保などの面から必要と考えていますので、適時適切な対応を行っていく所存です。またスマートフォンアプリケーションを活用した効率化については、利用者である高齢者がアプリケーションの利用に不安があること、及びアプリケーションの導入によって効率化を図る必要性に迫られていないことから消極的にならざるを得ませんが、交通情報の発信など、情報提供の手段としては効果的と考えていますので、活用を行っていくこととします。

長浜議員のご質問の中にもありましたが、地域公共交通の維持と継続については、利用者そして地域住民の理解と協力が必要であり、また主に都市部においては、NPO法人などが公共交通の継続的な運営に携わる事例があることも存じていますが、私は個々の地域住民の事情を聞き取りながら、住民に寄り添いつつ地域公共交通を推進して行きたいと考えており、町民の皆さんに求める協力の態様は、町の実施する運行における安全運行への協力と利用ルールの遵守、そして利用者ご自身の安全確保等であり、ボランティア団体等による運行支援は、現状において必要としていないことをご理解ください。また高齢者の生活支援と公共交通の取り組みは、福祉施策と連携を取りながら今後推進して行く所存です。進行する人口減少社会を考えたとき、また利用者の声に耳を傾けたとき、更には1日およそ350キロメートルを運行している現状を考えたとき、予約運行方式であるデマンドバスの活用拡大が考えられますが、利用者ニーズが広範囲に及ぶことからコストが上昇する可能性、そしてサービス低下の可能性などあらゆるマイナス要素を十分に検討しなければならないと同時に、現状での経費比較など可能な範囲で検証を繰り返していかなければならないと考えております。今後担当課において鋭意検討を進めることとしてございます。

冒頭申し上げましたが、地域公共交通は、地域社会存続の柱であると考えています。持続可能な公共交通の確立には来るべき社会に備え、一歩先に手立てを講じることが何よりも大切です。利用者の減少が地域公共交通の弱体化につながらないよう、創意工夫と交通施策を展開してまいる所存ですので、ご理解願います。

- ○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。長浜議員。
- ○9番(長浜謙太郎君) 2点伺います。1点目です。アンケートの結果に対し、可能な対応は行っていくとありましたが、アンケート結果の詳細、これは回答率や内容ですが、これについての公表はされるのでしょうか。

2点目です。ボランティア団体等による運行支援は、援助を必要としていないとのことでしたが、将来を見据えて、それこそ一歩先に手だてを講じるという意味でも、情報の発信や提供の手段としては、効果的と考えていらっしゃるスマホアプリの活用について、これは当町で実績のある I C T の実証実験について働きかけを行っていく考えはあるでしょうか。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 長浜議員の再質問についてお答えいたします。 1 点目の再質問についてですが、実施しましたアンケート調査については、新冠町地域公共交通計画の策定が終了次第、議会説明を行いますので、その際には、計画書資料編として添付することとして、あわせて町民の皆さんへはホームページ等で公表いたします。 2 点目の再質問であります。将来を見据えたボランティア団体の支援と、スマホアプリによる情報発信の実証実験についてでございますが、持続する公共交通体系の自立を目指すとき、ボランティア団体の支援活動については、現状消極的ではありますが、今後、町民活動の盛り上がり等によっては検討を進めてまいりたいとも考えてございます。また、スマホアプリの活用についてですが、即時速達の機能が期待できるスマホアプリの活用については、これまでも検討を行ってきましたが、今後も引き続き検討協議を進めてまいりますので御理解願います。

- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。
- ○9番(長浜謙太郎君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、武藤勝圀議員の、難聴者に対する補聴器購入助成についての発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番(武藤勝圀君) 7番、武藤です。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、 通告に従い、難聴者に対する補聴器購入助成について伺います。

高齢者の難聴に対応する補聴器の購入助成などに踏み出す自治体が急速に増えています。 2021年7月の全国で35市町村から2022年末の123市町村と、僅か1年半で3. 5倍に急増しています。道内では、3市11町1村で既に実施されています。

新冠町では、現在、障害者手帳の交付を受けている方に購入費用の1割の自己負担ということで、制度としてはあります。この制度を実際に活用されている方は、年間に1、2名程度と聞いています。しかし、実際は手帳の交付を受けてない方で、補聴器を必要としている方は相当います。これらの方に対する支援が求められていると思います。難聴に対しては早い段階から、補聴器を使うことで、生活の質をよくすることが求められています。聴力の低下に伴い、会話や他者とのつながりが減り、引きこもりがちになります。認知症や鬱病の発症にもつながる恐れがあります。この補聴器は作ればそれで解決ではなく、専門医によれば少なくとも3か月程度のリハビリ、トレーニングが必要と言われています。難聴の脳を、聞き取りに十分な音量でも聞き続けられる脳へ変化させるためのリハビリが必要だということです。しかも、補聴器は悪い耳に装着すればそれでよいということではなくて、両耳に装着が進められています。片耳で平均15万円と高額です。この高額な費用が大きなネックになっています。

町としても、難聴者に対して補聴器購入の際に、助成金を支給する制度を導入すべきと 思いますが、見解を伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

武藤議員。

○町長(鳴海修司君) 武藤勝圀議員から御質問の、難聴者に対する補聴器購入制度についてに、お答えいたします。

まず、当町が行っている補聴器購入費用への補助制度につきまして、ご説明いたします。 当町では、聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けられた方を対象に、障害者総合支援法に基づく補装具購入費用を助成しているもので、町民税課税世帯には国が定める基準額の9割を助成し、非課税世帯及び生活保護世帯には10割を助成しております。

現在、町内には対象となる方が14名おられ、年代別では10歳未満が1名、10代から 50代が2名、60代以上が11名となっており、約8割が60代以上でございます。また、過去10年間における補助の実績は、購入と修理を含め18件でございました。

ご質問は、これら身体障害者手帳の認定基準にまでは達しない軽度又は中度の難聴者に対する助成の拡大を求めるものと存じますが、耳の聞こえの悪さから、ご家族やご友人等とのコミュニケーションが取りづらくなったり、日常生活の中でご不便を感じられている方々のご心情を考えますと議員からのご提言は理解できますし、このような助成拡大の動きがあることも承知をしてございます。聴覚機能に障害が生じる要因には、先天的な要因と後天的な要因に大別され、先天的な要因には妊娠期間中における感染症や内耳の蝸牛奇形など、後天的な要因には突発性難聴や脳腫瘍などの疾病によるもののほか、最も多いとされるのは、加齢性難聴と呼ばれる老人に伴う聴覚機能の衰えとされております。加齢性難聴は高齢者をはじめ、どなたにでも起こり得るものでございますし、こういった老化により症状は視力の低下や足腰の衰えなどとも共通した症状でもありますので、これらを疾病等による機能障害などと同一の補助対象として認めることの是非、あるいは新たな財政出動については慎重に判断しなければならないと考えるところでございます。

このことから直ちに支援の対象を拡大する考えにはございませんが、これから本格的に取り組みを進めて参ります行財政改革において高齢者を含めた福祉政策全体の中で、その必要性や支援対象の範囲などについて検討して参りたいと存じますのでご理解願います。 〇議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。

○7番(武藤勝圀君) すぐには助成は出来ないっちゅうお話でしたけども、今、難聴と 非常に注目を集めているのは認知症との関係なんですよね。これは10年前ぐらいは、ま だそんなに研究深まってませんでしたけども、例えば2017年の国際アルツハイマー病 会議では、難聴は高血圧、肥満、糖尿病などと認知症の危険因子の一つというふうに認定 されておりますし、最近研究も進んで非常に相関関係が強いということが指摘されており ます。難聴は認知症の最大リスク因子っていうふうにも表現されておりますし、やっぱり、 今、お話あったように、やっぱり他者との対話だとか出来ないっちゅうことで、生活の質の悪化、こういうのがやっぱり深まっていきます。そういうのを塞ぐ立場からも取り組んでいく必要あると思うんですけど、例えば町の第8期高齢者保健福祉計画、この中での認知症施策推進大綱では、認知症になるの遅らせる、それと認知症になっても進行を緩やかにするということが書かれております。こういう計画はどの市町村でも立てていると思いますが、これ本当に制度として予算づけしてやるかどうか、これが本当に町の本気度が問われていると思いますんで、新冠でも直ちに取り組むべきと思いますが再度伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 武藤議員の再質問にお答えいたします。先ほどの答弁でも触れましたが、高齢者に最も多い難聴は、加齢性難聴でございます。高齢化が進展する中、老化に伴う様々な身体機能の衰えに対して、その御要望の一つ一つにお答えすることは大変困難でございますし、難聴の問題は、高齢者にだけにとは限りません。また、補聴器の価格につきましても、耳にかけるタイプや耳の中に入れるタイプなど、補聴器の種類や個々の聴力レベルによって、数万円から数十万円と幅広いものもございますし、購入をされる方々の財力も実態も様々であろうと存じます。議員から補聴器にスポットを当てた御提言をいただきましたが、当町の限られた財政事情の中、福祉施策として、何を最優先に取り組むべきか、支援のできる対象や補助率をどうするべきなのかなど、行財政改革の中で十分に検討してまいりますので御理解願います。

- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。
- ○7番(武藤勝圀君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 引き続き武藤勝圀議員の、公営住宅の修繕についての発言を許可 いたします。

#### 武藤議員。

○7番(武藤勝圀君) 公営住宅の修繕について伺います。4月に、公営住宅入居者からいろんな点で聞き取り調査を行いました。調査を行った公住は、節婦のふれあいタウン。北星町のゆとりの団地、東町の東栄団地、東栄第2団地、ひがつら団地です。日中の訪問だったんで、留守の家庭も結構多かったんですけども、在住されている方からは、いろんな話を聞くことが出来ました。話を聞いて多く出されたのは、言っても無理、予算が無いなど、もう諦めているなどの声でした。こういう声をどう受け止めますか。

2点目ですけれども、公営住宅法では、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的すると明記されております。新冠町営住宅管理条例の第20条では、修繕に要する費用、軽微な費用は修繕を除いて、町の負担とすると述べております。現場を見に来てはくれるが、修理の業者を紹介してくれるわけで、本来町で負担すべき修理もしてくれない

との声もあります。町で修理すべきところは直ちに修理すべきではないでしょうか。見解 を伺います。

具体的に何点か個別に伺いたいと思います。シャワーを設置してほしいという声、これ既に担当課と話合いましたら、既に設置している家庭も結構あるそうですけれども、未設置の家庭ではやっぱり、夏はシャワーで十分なんでぜひつけてほしいという声が出されておりました。それからカビが生えるという点。それから3つ目は、入居者が変わったとき、町が玄関鍵を取替えてほしいと、防犯上。先般釧路でも、小学校の女性教員が殺害された事件ありましたけども、あれも前の交際してた男性が、事前にコピーを、鍵をコピーして、それを使って殺害におよんだっちゅうのがありますし、今もう簡単に鍵のコピーは作れますんで、そういう点からいっても、これは非常に大事だと思いますんで変えるべきでないかと。それから、玄関に入る踏み台、段差がすごいっちゅうことでこれを改善してほしい。ひがつら団地ですけれども、これは現在、個人負担でやってるという話を聞きました。これらの点を直ちに改善すべきと思いますが、いかがですか伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 武藤勝圀議員から御質問の、公営住宅の修繕についてお答えいた します。

町内には13団地の町営住宅がありますが、全体の管理戸数は339戸となっております。ご質問の1点目、入居者への聞き取り調査において、ご指摘、ご要望のあった声をどの様に受け止めているのかについてですが、入居されている方々の声が、あきらめに近い声が多かったということに対する認識を問われているのだと思いますが、町は公営住宅の管理運営に関し、入居される方に必ず、公営住宅入居者のしおりをお渡しした上で、その中に掲載された、町営住宅修繕負担区分に沿った対応をしており、議員が聞き取られた内容全てが、職員の不親切な対応であったとは捉えておりません。

しかし、説明の過程において行き違いや、不十分な面があった可能性も考えられますので、 改めて議員の調査結果を確認させていただいた上、対応させていただきます。その一方で 規模や状況、あるいは単年度の修繕予算で対応できないものや、個人負担となる修繕区分 もあり、必ずしも直ちに要望に応えることができないものもあることをご理解願います。

次に、2点目の、本来、町が負担すべき修繕は直ちに実施すべきではとのご質問ですが、 1点目の答弁と重複いたしますが、入居者からのご相談については、町営住宅修繕負担区 分により、町で対応する必要があるものについては、町が計画的に修繕を実施していると 認識しており、ご質問の主旨が、どのような内容の指摘なのか確認できない状況で、これ 以上の答弁は差し控えさせていただきます。

ご質問の3点目の個別の質問について、お答えいたします。まず、シャワーの設置に関してですが、一般的には入居時の状態での住宅使用が基本となりますが、設置を希望される場合は、個人負担となる事、また、住宅によっては、構造上、設置が不可能となるもの

もある事をご理解願います。次に、カビの発生につきましては、これまで具体的な相談を受けた事例はございませんが、調査された住宅の自己管理状況も踏まえた中で、確認させていただきます。また、入居者変更時の、玄関錠の取替えについてでありますが、管内各町における事例等を調査した上で、防犯上の観点を踏まえた中で、対応について検討させていただきます。次に、ひがつら団地の玄関の段差解消については、現在、外部改修事業を実施していますので、手戻りとならぬ様、状況把握の上、改善を図って参ります。このたび、武藤議員には公営住宅を個別訪問いただき、詳細な要望調査をいただいた上でのご質問に感謝いたしますが、公営住宅は、町と入居者との契約により、賃貸させていただいております。

今回、ご質問いただいた案件につきましては、入居者の皆さんから直接事情やご要望を担当課がお聞きすることで、早期に解決していく内容であるとも考えます。当町職員には、日ごろから町民に対し誠意をもった対応を心がけさせておりますので、苦情や要望をお聞きの際は、是非、直接ご相談いただくことも周知いただきたいと存じますのでご協力をお願いいたします。また、公営住宅の管理運営にあたりましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、年次計画にて改修を取り進めることにしておりますが、今後におきましても、修繕も併用しながら、入居されている方々が、快適で安心な暮らしを実感できるよう努めて参る所存です。

- ○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。武藤議員。
- ○7番(武藤勝圀君) 実際回ってみて、なかなか直してもらえないから、自分で直したという家庭も結構ありました。私も公営住宅入居者のしおりを見せていただきましたけども、原因によって町と入居者に負担区分が分かれておりますけれども、入居者の不注意、行為による以外は、大部分が町の負担になっています。今答弁ありましたように予算の関係もありますし、手が回らないという事情も分かりますけれども、住宅は生活基盤ですから、ぜひ入居者に寄り添った対応していただきたいと。そして、お金が無いならば、やっぱり補正予算を組んででも、財源を確保して修繕してほしいと思いますが、その点どうですか。
- ○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) どういう事情の中で、こういうふうなことが生じているのか、なかなか判断が出来ていませんし、この場で、そのことが分かるような状況にはございません。ただ、先ほども言いましたけども、言葉のやりとりの中で、誤解を生じることは否定出来ませんが、町営住宅の入居につきましては、入居者のしおりを御参照いただき、相互理解のもと新冠町住宅管理条例に基づく入居請書をもって契約がなされてございます。また私は日頃より、全ての職員に対し、誠意と優しさを持って事に当たるよう指示してございますし、何よりも職員を信頼してございます。今後におきましても、引き続き町民や利

用者に寄り添った対応を指導してまいりますので、お気づきの点がございましたら、その 都度御意見やら御相談をいただきたく存じます。以上です。

- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。
- ○7番(武藤勝圀君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 引き続き武藤勝圀議員の、学校統合についての発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番(武藤勝圀君) 3つ目に、学校統合について伺います。学校統合については、令和3年度から動き出しており、本年度統合に向けて着々と準備が進められています。しかし、当初の統合目的が最近の教育界の流れなどで正当性を失い、一旦立ち止まって考え直すべきという観点から、見解を伺います。

1つ目、令和3年4月の新冠町小学校統合計画では、学校統合の大きな目的は3点書かれております。1つが、少人数僅少差学級の解消。2つ目、一貫性のある教育の構築。3つ目が、施設改築構想の推進と述べられており、少人数僅少差学級の解消が第1と述べております。少人数学級はコロナ禍を経て、日本の教育が大きく変わり、財務省、文科省が40年間一貫してかたくなな態度をとってきたわけですけども、40年ぶりに35人学級が実現したと。今、全国で小人数学級の流れが主流になっています。この流れの中でなぜ統合して学級の規模を大きくするのか理解出来ません。WHO世界保健機関は、世界各地から学校規模と教育効果について研究した論文を集めて多面的に分析し、その結果をまとめて発表しています。教育機関は小さくなくてはならない。生徒100人を上回らない規模が望ましいと全世界に提言しています。この基準でいきますと小学校では、1学年当たり16人以下、中学校では3学年ありますから33人以下という規模です。

2つ目、僅少差学級も35人学級の実現で、新冠小学校の将来の児童数の見通しを考えても、全く心配なのではありませんか。統合の目的の正当性がなくなっています。一度考え直すべきと思いますが、見解を伺います。

3つ目は、小学校の建築場所はまだ最終的に決まっていませんが、どんな規模の大地震、 大津波が来ても、子どもたちを守れる安全な場所に建築すべきと思います。できれば高台 などの安全な場所を検討すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。奥村教育長。

○教育長(奥村尚久君) 武藤議員からの、学校統合についての御質問にお答えいたします。

現在、令和6年4月1日に新冠小学校と朝日小学校の統合を行い、新たな新冠小学校と してのスタートに向け、教育委員会、学校、保護者が一体となり準備を取り進めていると ころでございます。

ご質問1点目の、少人数学級の流れが主流の中で、何故、統合して規模を大きくするの

かということででございますが、統合計画に記載されておりますとおり、統合の最大の目的は、少人数・僅少差学級の解消による、一定規模の児童数の確保と少人数学級の実現にあります。小規模校の良さも十分に認識している一方で、多くの個性とのふれあい、多様な考え方への理解、大勢の仲間との体験も重要であると考え、統合による学校の大規模化により、各学年の児童数が増えることで、これらの教育効果が高まることに加え、複式学級の解消と2学級編成が可能となる学年もございます。統合後の令和6年度の学級編成の見込みは、統合する場合には、1年、2年、5年生が1学級から2学級となり、僅少差学級が解消され、20名前後の学級が実現でき、今後において大きく児童数が減少しない限り、この学級編成は卒業まで続くことになります。大規模校にもメリットとデメリットがあり、小規模校にもメリットとデメリットがあります。両方のデメリットの解消を図り、新冠町の子どもたちにとって、より良い教育環境を作ることができるものと考えております。

2点目の、統合の目的の正当性が無くなっており、一度、考え直すべきではというご質 問でございますが、小学校統合に明確な正当性があることについては、今申し上げた1点 目の答弁内容のとおりでございます。小学校の統合に向けては、令和元年に、新冠町立学 校のあり方検討委員会を設置し、保護者に対するアンケートを行い、同年12月に、新冠 町立小中学校の将来を見据えた学校のあり方についての答申を受けております。その後、 令和2年10月に、新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画をまとめ、保護者と地域 の方に対し説明会を実施し、令和3年度においては、新冠町小学校統合計画に関する保護 者・地域説明会を6会場で行って参りました。説明会当初は、統合への不安から保護者か らも反対のご意見もいただき、特にスクールバスの運行、津波等災害発生時の対応、統合 前の交流学習の実施の3点について不安視されておりましたが、各々対応策を丁寧に説明 することで理解を得られております。令和4年度からは、教育委員会、学校、PTAから なる学校統合準備委員会を設置し、教育計画部会、校務部会、PTA部会の3つの部会に 分かれ、課題に対してきめ細かく検討を進めているところです。また、その都度議会へ報 告し承認をいただき、経過については所管委員会で説明しており、町民の方々にも町広報 やまなびや等でお知らせしております。そういった経緯・経過がある中で学校統合を進め ており、現在は両校のPTAが児童と保護者の交流事業を立案するなど、理解が深まり統 合の気運が高まりつつあります。このように、新冠町の子どもたちが迎えることとなる教 育環境の変化を見据え、これまでの数年をかけて、地域と保護者と話し合いを重ねて取り 進めてきた結果、来年度迎える小学校統合について、歩みを止めたり考え直すつもりはあ りません。

最後に、3点目の、小学校改築の際の設置場所についてです。学校施設の改築については、より老朽化が進んでいる中学校の改築を優先して考えているところであり、小学校統合後の次のステップとして、中学校の改築を主体とした学校施設の再整備について検討していく必要があると考えております。その際には、災害対策を十分に考慮した上で検討を

進めて参りますが、現在、改築に向け取り進めております診療所施設については、町民の利便性を重視し、災害対応については施設の強靭化で補う考えで改築場所を選定してございます。これを踏まえ、学校施設においても、児童生徒や保護者、また町民にとって最善の施設整備の方策が何であるか、設置場所を含めて慎重に検討して参ります。

- ○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。武藤議員。
- ○7番(武藤勝圀君) 今、教育長の答弁、理解できる点あるんですけども、ただ私が言いたいのは、小学校統合計画、ここの中で言っているのは、3つさっき言いましたけど、3つあるんですけど、一貫性のある教育の構築、施設改築構想の推進、これもありますけれども、あの計画の中で、最大限強調してるのは第一義的に、この小人数僅少差学級の解消とうたってるわけですよね。ところがこの点、先ほども言いましたように、やっぱりコロナ禍を経て、いろんな中で大きくやっぱり流れが変わってきてるわけですから、そういうのに応じてやっぱり対応して、実際この小人数僅少差学級の解消っちゅうのは、もう統合しなくたって解消されるわけですから、そういう点でやっぱり、今の時点に立ってやっぱり振り返ってやっぱり考えるべきじゃないかというふうに思ってんですけど、その点についてどうですか。
- ○議長(氏家良美君) 答弁を許します。奥村教育長。
- ○教育長(奥村尚久君) 武藤議員の再質問にお答えしたいと思います。第1点目の小人数僅少差学級っていった点でございますけれども、40人学級の場合には、僅少差学級40名、それから39人38名といった部分が僅少差になります。35人学級、ただいま実現されていますけれども、35人、34人、33人の場合には、僅少差学級というのは、どこに行っても僅少差学級は出来ます。その場合36人を超えると、2つになって、18名18名の2クラスの編成が実現するされることになります。また新冠小学校の場合は、毎年そういった、あと1人、2人いれば2学級に分かれて、少人数の学級が実現されるっていうことの繰り返しが毎年毎年行っていました。そういった部分を解消するためにも、少人数学級、それから僅少差学級、そこを解消していくんだということです。

また、朝日小学校の場合には、1年生8名、2年生9名、3年生9名、4年生が5名、それから5年生2名、6年生2名ということです。保護者の皆さんは、複式学級と言ったことについては、できれば単式学級にしてほしいということで、町単費の職員をですね、朝日小学校には2名入れながら、配置しているところです。この部分で現在行くと、3年生も1クラス、4年生5名のところも1クラスの学級編制になってますけども、それは町の単独の職員をそこの学級に配置しながら、4年生は単独の学級を維持しているわけです。新冠の在り方検討委員会の中でも、町として望ましい、これからの人口推移を考えて、望ましい学級編制の人数、1学級は25人から30名だろうとそういうふうに考えているところです。またその中で、軽度発達障害やいろんなインクルーシブ教育の実現だとか、そ

ういうように図るのは議員おっしゃってるように、20人前後のそういった少人数学級の中が、一人一人も目を届くし、実現しやすいっていうことは十分分かります。ただし国の場合には、学級編制基準っていうものが現在ございまして、35名を超えない限りは、1クラスの中で維持していくよということで行っているところです。ただし現状としてに新冠小学校は、毎年のように、そこで1名2名いれば、あと2学級になれるのにっていう部分がずっと続いていましたので、その部分を何とか解消していきたい。そして新冠町全体の子どもたちの、先ほども述べましたけれども、デメリットを解消しながら、メリットにつなげて、幼稚園、認定こども園ドレミ、それから新冠小学校、新冠中学校というように一つずつの中で、一貫して行う教育を実現していきたいということで考えているところです。御理解いただきますようお願い申し上げます。

- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。
- ○7番(武藤勝圀君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 以上で武藤議員の一般質問を終わります。 中山千鶴子議員の、職員のメンタルヘルス対策についての発言を許可いたします。 中山議員。
- ○3番(中山千鶴子君) 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、職員のメンタルヘルス対策について質問いたします。近年は、大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対策、対応で、業務負担が増加しストレスを感じている地方公務員が増加していると言われています。令和3年に総務省が行った調査によると、全市町村の87%でメンタルヘルス不調による休務者が出ていると回答しているそうです。休務者の割合は、40代が27%で多く、10代から20代も20%を超えている状況のようです。そのようなわけで令和4年3月には、総務省が地方公共団体に対して、メンタルヘルス対策の取り組みを積極的に行うよう求めています。当町においても同様の事例が起こる可能性があり、対策はもちろんされていると思いますが、現状と対応について伺いたいと思います。1、直近3年間のメンタルヘルス不調と思われる休職者、退職者の状況について。2、休職者、退職者に対する対応について。3、休職者、退職者への対応はもちろんのこと、未然に防ぐことも重要であると考えられます。その取組について、以上3点を伺いたいと思います。
- ○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。
- ○町長(鳴海修司君) 中山千鶴子議員から御質問の、職員のメンタルヘルス対策についてお答えいたします。

地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年増加傾向にあり、地方公務員安全衛生協会が 実施している地方公務員健康状況等の現況調査によると長期病気休暇の取得者は、全国的 に増加しており、10年前の約1.5倍、15年前の約2.1倍となっており、これを抑 制するため、総務省は地方公共団体に地方公務員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組 むことを求めております。

当町における、直近3年間のメンタルヘルス不調による休職者及び退職者については、休職となった職員が1名、病気休職後に退職した職員が1名おります。休職者及び退職者に対する対応につきましては、メンタルヘルス不調による休職中の職員に対しては、休職者が円滑に職場復帰できるよう、定期的に本人、家族及び医師への面談を実施することにより、職員の状況把握に努めるとともに、その職員の担当業務が停滞しないようバックアップ体制の構築に取組んでおります。また、休職者が職場復帰する際に、メンタルヘルス不調が再発しないよう、復帰に際しての意向確認を慎重に行うとともに、復帰後の勤務内容、受入れ体制についての配慮を行っております。

しかしながら、結果として復職が困難となり退職となる場合もありますが、その際には、退職金や退職後の制度について丁寧に説明し、できるだけ退職後の不安が少なくなるよう努めております。また、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防止するためには、メンタルヘルス不調の予防と、不調の兆候を早期に発見し対応することが重要となります。そのために、年に1度ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調がみられる職員が希望する場合は、保健師や医師への相談ができる体制を整備しております。メンタルヘルス不調への予防対策としては、職員個人がそれぞれ心と体のメンテナンス方法について正しい知識を習得しストレスケアに取り組むことができるようメンタルヘルス研修を実施しております。また、職場の対人関係が原因でメンタルヘルス不調に至るケースも見られることから、メンタルヘルス対策の観点からもハラスメントの防止は重要であると考え、ハラスメントに対する理解を深めるための研修についても実施しております。近年、地方公共団体の業務は複雑、多様化しており、当町の職員も常に高い責任やプレッシャーの下におかれております。職場環境や業務上の人間関係における問題は、職員の心身を損ない、メンタルヘルス不調による長期休職につながり、不調におちいった職員のみならず他の職員、ひいては組織全体の職務遂行に支障が生じることが懸念されます。

メンタルヘルス不調の原因は様々考えられますが、職員が心身の健康を維持し、ワークライフバランスを維持しながら職務に従事できるよう、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得推進などの働き方改革をはじめ、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んで参りたいと存じます。

- ○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。
- ○3番(中山千鶴子君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 以上で中山議員の一般質問を終わります。

次に、伹野裕之議員の、自転車ヘルメット着用努力義務化についての発言を許可いたします。

伹野議員。

○5番(伹野裕之君) 5番、伹野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、自転車へルメット着用努力義務について、通告に従い質問いたします。

4月1日から改正道路交通法が施行され、自転車乗用中のヘルメット着用が年齢を問わず努力義務となりました。これまでは13歳未満には着用を求め、保護者に対して努力義務を課していました。これに伴い当町の教育委員会は、小学生には通学時にヘルメット着用を義務づけ、ヘルメットの無償支給を行っています。

警察庁によりますと、2022年に発生した自転車が関係する交通事故は6万9985件です。10年前と比較すると半減していますが、ここ2年は増加傾向にあります。また、交通事故全体に占める割合は23.3%で、近年増え続けています。事故の相手は自動車が圧倒的に多く、77.2%で、そのうちの46.8%が出会い頭衝突です。次いで右左折時衝突が26%となっています。事故の原因として、自転車側に法令違反があったケースは67%となっています。多いのは十分な確認をせず、相手を見落とすといった安全不確認など、安全交通義務違反が41.5%、続いて交差点安全進行義務違反が12.5%となっています。警察は、2022年度中に違反の内容を知らせる指導警告票を約132万件交付し、約2万5千件の交通違反を検挙しています。このような中、自転車の乗用中に亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っているのが現状です。

自転車乗用中のヘルメットの着用の有無と致死率の関係を見ると、着用の場合は、非着用の場合と比べて致死率は約半分となっています。いかにヘルメット着用が重要かということです。このように近年、交通事故の件数は劇的に減りつつありますが、自転車乗用中の事故は、2021年に重傷を負った人の数が前年を上回り、楽観出来ない状況にあります。ヘルメット着用が努力義務化されてから2か月たち、まちなかで見かけるのは、着用している小学生がほとんどで、高齢者が数名程度です。中学生に至っては、家庭内での判断に任せると中学校で指導しているため、ほとんどの生徒は登下校時には着用していない状況にあります。特に女子生徒においては、ヘルメットを着用するとヘアスタイルが乱れるため、着用をためらっているようです。

しかしながら、特に登校時間帯は、国道、道道、町道を問わず、車両の交通量も多く危険を感ぜずにはいられません。警視庁のデータが示しているように、自転車が関係する交通事故が増え続けています。被害軽減のためにも、頭部を守るヘルメットが必要と考えます。当町は、交通安全を標榜し推進しています。ヘルメット着用は努力義務ではありますが、町として一歩踏み込んだ形をとる考えはないのでしょうか。人命に関わるような重大な交通事故の被害者にも加害者にもならないためにも、ヘルメット着用を推進すべきと考えます。高齢者や中学生にヘルメットの無償支給、または購入費助成の考えはないのか、町長の所見を伺います。

- ○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

ご質問にありますように、自転車の死亡事故の多くが頭部の致命傷である状況に鑑み、ヘルメットの利用により頭部を守り重篤な事故を減らすことを目的に、本年4月1日から改正道路交通法が施行され、自転車の運転の際に努力義務として課せられていたヘルメット着用の対象範囲がこれまでの13歳未満の子どもから自転車を運転する全ての方に拡大されたところであります北海道警察によると、道内における令和4年中の自転車事故の死傷者数は、1248人で、自動車との衝突、接触が9割を占め、過去5年間に人身事故に遭った人のうち、ヘルメットの着用者は6.4%で全国平均を3ポイント下回り、死亡した人の52.3%は頭の損傷が致命傷であったとされております。

幸いにも新冠町では、過去5年間、自転車による事故は発生していませんが、事故は起こりうるものとの認識で対応を図る必要があると考えております。またこれまで、ヘルメットの着用率が低かった理由として、着用の習慣がなかったことや、持ち運びや費用の負担、髪型が乱れるなど、様々な要因とされていますが、まずもって必要なことは、社会全体が自転車事故への認識を深め、制度改正への理解や事故防止の意識を高めていくことが肝要と考えているところであります。そこでご質問の、中学生や高齢者に対するヘルメットの無償支給や購入費の助成をする考えについてでございますが、ヘルメット着用は努力義務化ではあるものの、全ての利用者が対象となりましたので、先に申し上げたとおり、まずは、ヘルメット着用の普及に向けた広報啓発活動を推進してまいりたいと存じます。その一方で、児童・生徒にあっては通学時の利用もあることから、今回の努力義務化にどのように対応すべきかを、教育委員会が学校や保護者とともに協議すべきであるとも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町は引き続き、警察を始めとする関係機関との連携を深め、 交通安全事故防止のための指導活動や普及啓発活動を積極的に展開する中で、ヘルメット 着用の町民理解を高めながら、助成の必要性にありましては、その過程を経た中において 判断してまいりたいと考えますのでご理解願います。

○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。伹野議員。

○5番(伹野裕之君) それでは、教育長にお伺いします。小学生はヘルメット無償支給により、ヘルメット着用が義務づけられ、登下校時以外の日常生活の中でも着用し、習慣化されています。せっかく身につけた習慣化されたヘルメット着用をないがしろにするような、中学生に対する指導はいかがなものかと思います。今回の法制度とは別に、中学校を中心に自転車通学を認めている学校では、校則でヘルメット着用を求める実態もあります。また、中学生になると行動範囲も広がり、隣町への自転車での移動も身請けられます。両町間の国道には歩道もなく、危険きわまりない状況にあります。重大な事故から身を守るためにも、小学生と同様に中学生にもいち早くヘルメット着用の指導をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。

奥村教育長。

現在、小学校入学時等において、町から全児童へヘルメットを供与しておりますことから、中学生への拡大など、着用を推進する施策について、学校等とさらに検討してまいりたいと考えております。引き続きヘルメットの重要性や命を大切さ、また、自転車走行時のマナー等の指導を行いながら、中学生の着用率向上に努めてまいりたいと思います。

○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。伹野議員。

○5番(伹野裕之君) 最後に町長に質問いたします。自動車運転免許返納を支援するために、自主返納した高齢者に対して、自転車ヘルメットを無償支給している自治体もあります。自主返納した高齢者をサポートする考えはないのでしょうか。また、町職員の自転車通勤に対しては、ヘルメット着用を義務づけていないようですが、町民へのお手本となるためにも、町職員にはヘルメット着用を求めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

職員に奨励しないのかということに対しましても、同じ回答になろうかというふうに思います。その中で考えてまいりたいというふうに思いますので、今ここでするとかっていうことは避けたいというふうに思います。

○議長(氏家良美君) 引き続き伹野裕之議員の、観光協会の将来像についての発言を許可いたします。

伹野議員。

○5番(伹野裕之君) 引き続き通告に従い、観光協会の将来像について質問いたします。 日高自動車道新冠インターチェンジ開通にあわせて、道の駅の改築を町長公約に挙げて いましたが、町立国保診療所の改築を優先させることで、道の駅改築を昨年度白紙撤回を 決定しました。町民の多くは、道の駅改築を待ち望み、当然かのように日高道新冠インタ ーチェンジ開通までに改築されるものと思っていました。道の駅改築前に、町立国保診療 所改築が行われることに唐突感を覚えた町民も数多くいたことでしょう。道の駅改築によ り、道の駅ゾーンがにぎわいを取戻し、通り客や観光客のためばかりではなく、町民の多くは、これまで以上に、よりよい消費活動が可能になることを期待していたはず。

道の駅が改築されたなら、通り客や観光客と町民が交流しにぎわいを醸し出し、26年 前のレコード館と道の駅がオープンしたときのように、活気と賑いのある道の駅ゾーンに なるだろうと、誰もが想像すると考えられます。当町の観光の現状を打開し、転機となる べき千載一遇のチャンスに道の駅改築を見送り、さらに観光協会事務局の商工会への委託 を行うことは、町長にとって観光行政としてマイナスイメージになりかねないと感じます。 このように、今年度から観光協会事務局を商工会に事務委託することで、観光行政の後 退を感じるのは私だけではないと思います。しかしながら、観光協会会長や商工会局長な どは、現状を把握した中で、以前にも増して意欲的に事業展開をしようとしています。そ のような中、新冠キッチン前の憩いの広場は、近頃にぎわいもなく閑散とし、町民や道の 駅利用者に対して、新冠らしいおもてなしがなされていない状況にあります。土日を中心 に、町外業者のキッチンカーの出店が見受けられる程度です。このままでは、道の駅のマ イナスイメージが町内外に定着する懸念があります。この状況を打開するために、地場産 野菜の販売を復活させてはいかがでしょうか。以前、軽トラ市が観光協会主催で開催され、 町内外に人気を博し、地場産野菜を求めてわざわざ遠方からの来客もあり、リピーターも 多く見受けられました。復活を望む声も多数寄せられています。これらの声は、観光協会 会長にも届いており、観光協会会長も同様の考えを持っています。

現状を十分に理解し、現状下で最大の事業展開に努めることは当然のことでありますが、 それにも限度限界があると思います。観光協会の主体性、独自性を持たすためにも、新冠 キッチン前のいこいの広場の管理運営を観光協会に託すべきではないでしょうか。観光協 会に託すことで、多少なりとも道の駅ゾーンのにぎわいを取り戻すことが可能かと考えま す。観光行政の執行者として、町長の描く観光協会の将来像と、現状での道の駅ゾーンに 係る観光の在り方について伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

まず、質問の中にあります、道の駅改築について白紙撤回を決定したとの発言がありましたが、私はこれまで道の駅整備事業の取り組みを白紙にしたという発言をしたことはなく、安心な町民生活のために国保診療所建替え事業を優先するとして道の駅整備事業の一時保留、すなわち実施年度を先送りにし、その間、新冠町にふさわしい道の駅とすべく検討協議を継続するとしており、白紙としたものではないことを申し上げます。

さて、新冠町の観光を考えたとき、自然豊かで牧歌的な風景と温泉といった観光資源は あるものの、インバウンドを中心とした観光客に訴求する観光要素は、多くはないという のが実情であり、観光名所たる観光地のように観光客の誘客に向け、観光を動かして行く 環境にはないものと考えています。これまでも熱狂的な競馬ブームの時期を除けば、当町の観光事業は、試行錯誤を繰り返し、今もって確固たる方向性を見出すことができずにいるものと考えています。そのような中、本年度から新冠町観光協会は、主たる業務を新冠町商工会に委託し、観光事業の主体は、受託した商工会が担っています。このことは、商工事業と観光事業を一体的に行うことが分離した中で行うよりも優位性があると商工会そして観光協会が判断したことによります。主体の変更による効果は即座にあらわれ、改善すべき点に係る取り組みの迅速性、そしてコロナ禍社会からの変化に対する取り組みなどは、議員も感じられているように意欲的であると捉えています。これまで観光協会は、法人化に向けた取り組み、地域おこし協力隊の活用による人材育成など自主自立である法人化に向けた取り組みを進め、町も共に推進してきた面もありました。

しかしながら、稼ぐ仕組みの構築が難しかったこと、あるいは冒頭申し上げました観光 客に対する訴求力が事業化には足りなかったことなどが要因となり観光協会の法人化には 至らなかった経緯があります。町としても支援の方法を多角的に検討するべきであったと の反省もございます。これまでの経緯を踏まえ、そして社会情勢に影響される観光事情を 考えたとき、町、観光協会、事業者の三者が効果的にむすびつき、連係が図られ三方良し の仕組みが樹立されるのが最も望ましい町の観光体制であり、理想と考えており、観光協 会には、事業の積み重ねと収益事業の組み込みなどを通じて町の観光施策の柱となり、三 者連携体制を樹立する主体となっていただきたいと考えるところでございます。次に現在 の道の駅におけるイベントに係る取組みについてですが、道の駅敷地内におけるイベント の等については、道の駅の賑わいとして必要であり、また関係する事業者の経営にも資す るものと考えてございます。町はこれらイベント等について占有にかかる使用料をいただ いておりますが、公益の支障にならないこと、及び安全確保に努める限り、特段の制約を しない中で利用していただいているのが実情です。これは関係する事業者の相互調整と協 調による利用こそが、訪れるお客様を迎える体制として最も望ましいところであり、そう あってほしいと切に願うところであります。伹野議員の質問の中にありました、新冠らし いおもてなしとは、道の駅ゾーンに関わる事業者の方々による相互協調から生まれると考 えており、道の駅ゾーンの皆さんが迎え入れるという気持ちを共有したおもてなしこそ、 新冠らしいおもてなしだと考えるところです。軽トラ市の復活については、出店意欲と待 ち望む町民の声があるなら再び実施されることが望ましいことだと思いますし、これまで 同様、民間活力による事業の立上げを期待するところです。また軽トラ市だけではなく、 さまざまなイベントが催されるイベントスペースは、多くの町民が楽しみ、多くの観光客 が訪れる共有のエリアであり、誰のものでもなく、みんなのものということは誰もが思う ところです。

当該エリアの利用は、希望者の申し出に基づき利用され、これまで競合することもなく 利用されてきたことから、管理運営を委託するという考えはなく、また提案のあった観光 協会においても受託の意思はない旨確認をしたところです。今後は、道の駅に係る諸事情 について、道の駅ゾーン会議など関係者による会議体もございますので、当該会議体において改めて事情の聞取りと協議を行いたいと考えますので、ご理解願います。いずれにいたしましても道の駅は、一体的な商業施設といえる施設でありますので、互譲の精神と相互協力によって円滑な運営が可能となり、人々に愛される施設につながるものと考えてございます。町としては、関係する方々と共に、道の駅がより一層多くの方々に愛される施設となるよう努めて参る所存です。以上です

- ○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 観光協会の過去における法人化の流れの説明がありましたけども、 町長、そして観光行政の執行者として、将来的観光協会を法人化する、その気持ちはある のかないのか、そこの1点だけお伺いしたいと思いますが。
- ○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。
- ○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。
- ○5番(伹野裕之君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 以上で伹野議員の一般質問を終わります。 次に酒井益幸議員の、帯状疱疹の発症予防と対応についての発言を許可いたします。 酒井議員。
- ○2番(酒井益幸君) 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、帯状 疱疹の発症予防と対応について質問いたします。

帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気とされています。ウイルスは体内の神経節に潜伏し、加齢や過労、ストレスなどにより免疫力が低下すると、再び活性化して帯状疱疹を発症します。日本では毎年約60万人が帯状疱疹にかかるとされ、50代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われています。

帯状疱疹は、軽い発熱や頭痛が見られることがあり、やがて神経に炎症を起こし、ちくちくとした神経痛を感じて傷みがあらわれてきます。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まってきて、帯状に生じます。症状の多くは上半身にあらわれ、顔面や特に目の周りにあらわれることがあります。通常、皮膚症状に先行して傷みが生じます。その後、皮膚症状があらわれると、ぴりぴりとさすような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合があります。多くの場合、皮膚症状が直ると傷みも消えますが、神経の損傷によって、その後も傷みが続くことがあり、帯状疱疹後神経痛と呼ばれ、

高齢者によく見られます。最も頻度の高い合併症です。また、糖尿病やがんなどの免疫力が低下する場合に、病気が原因となることも見受けられます。成人の9割以上は、このウイルスが体内に潜伏しており、帯状疱疹を発生する可能性があると言われています。体内の神経を伝達して頭部から顔面に症状があらわれることもあり、主な症状は、顔面神経痛、麻痺、目の症状では角膜炎や結膜炎。重症化すると視力低下や失明に至ることもあります。耳の症状では、耳鳴り、難聴、目まいなどを生じて合併症を引き起こすことがあり、目や耳などに障害が残るとも言われています。できるだけ早く治療を行うことによって改善できる合併症もありますので、早めの受診が大切であります。

予防に関しましては、日頃からの体調管理と帯状疱疹ワクチン接種が考えられます。接種に関しましては任意接種となっており、対応は各自治体によって様々で、公費助成している自治体もあります。帯状疱疹を予防するワクチンは2種類あります。乾燥弱毒生水痘ワクチンビケンの接種費用は1万円程度で、接種回数は1回です。不活化ワクチンシングリックスは2回接種が必要で、接種費用は1回当たり2万円程度で、接種回数は2回ですので、4万円程度かかります。1回目の接種完了後、2か月から6か月の間隔をあけて、2回目接種する必要があります。ワクチン接種により、発症と神経痛の予防効果があると言われています。特に、シングリックスのほうが10年経過しても、ワクチン効果が80%以上持続されると言われています。昨今、諸事情により、高齢者や中高年の方々ほど日常生活が多忙な方が増えていると思います。その状況下で、加齢や過労、ストレスなどで誰もが発症するリスクがあると言われ、その苦しみの実態がありますので行政が果たす役割は必要であり、予防策の取組強化が必要と考えますが、発症予防について2点質問いたします。

中高年から高齢者の帯状疱疹ウイルスが身体に及ぼす影響は。また、日常生活における 予防策や症状と思われる場合の対応は。

2つ目、予防ワクチンは2種類あるが、その有効性は。町長の所見を伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 酒井益幸議員の一般質問にお答えしたいというふうに思いますが、 私からの答弁内容が、ただいま議員からの御質問の内容とほぼ同じでありまして、繰り返 しとなりますことから、その部分は答弁を省きまして、簡単に、答弁させていただきます ので、御理解願います。

まず1点目、中高年の皆様にとりましては、決して油断の出来ない病気でございますので、日常生活ではバランスのとれた食事や十分な睡眠など健康的な生活習慣を保ち、免疫力を高めることが有効でございますし、過度な運動や心身ともリラックスのできる環境を整え、ストレスが蓄積されないようにすることが何より大切とされおりますので御理解いただきたいというふうに思います。

また、帯状疱疹は、早期の発見と治療により皮膚症状の回復促進や疼痛期間の短縮、重

症化や合併症の発症低下などの効果が期待出来ますので、皮膚の痛みなど身体に異変が感じられたときは、速やかに皮膚科を受診されることを推奨いたします。

2点目の答弁といたしまして、日本人を含む国際共同臨床試験の結果によりますと、帯状疱疹への有効性は50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%と、すぐれた予防効果が示されてございます。なお、接種後は、注射部位には約81%の副反応が認められ、主な症状は疼痛とのことでございます。このほか全身性の反応として、約65%が認められ、主な症状は、筋肉痛や疼痛等でございますが、重大な副作用としてショックやアナフィラキー反応を含む過敏症状があらわれる場合があるとの報告もございます。以上です。○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番(酒井益幸君) 帯状疱疹は、先ほども言いましたけれども、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下に伴い、誰もが発症する可能性がある病気です。50歳から発症が増え2割程度の方々が神経痛に悩まされていると言われており、痛みや炎症に耐えながらも、苦労している方々を目の当たりにいたしますと、支援していかなければならないと考えます。また、予防のための情報発信も加えていただきたいと思います。ワクチン接種に関しましては、ワクチン接種が示すデータの根拠からも、発症予防重症化を防ぐ効果は先ほどの答弁でもありましたけれども、あると思います。一方で、先ほど来申し上げているとおり、より効果的なワクチンが4万円程度と費用が高額となっており、諦める方が多いとされています。ワクチン助成を実施している道内自治体は、私が調べた中でも、少なくとも9つの市と町が実施をしています。当町におきましても、誰もが健康で住みよい環境のもとで、日常生活を送っていただくためにも、助成制度の創設が必要と考えますが、改めて町長の見解を伺います。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 酒井議員の再質問にお答えいたします。帯状疱疹の発症リスクや高額な接種費用から議員の御提言は理解するところでございますが、帯状疱疹予防としてのワクチン接種は、任意接種として承認されたもので、予防接種法に基づく定期接種ではなく接種費用に対する国からの財源措置もありません。町費での助成制度は設けてございませんが、生ワクチンによる予防接種を定期接種に加えるか否かについて、現在、国は、副反応を含め慎重に審議されているところでございますので、この動きを注視してまいりたいと存じます。以上です。

- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。
- ○2番(酒井益幸君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 以上で酒井議員の一般質問を終わります。 竹中進一議員の、新冠町立2小学校のトイレ等設置状況と改善の発言を許可いたします。 竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い 一般質問いたします。

新冠町立新冠小学校に通学する児童より保護者を通じて、小学校内の女子トイレに関すること及び狭隘な手洗い場のことについて切実な訴えがございました。現在、新冠小学校では、児童数211名とお伺いいたしましたが、生徒数に比して女子トイレ個室便器と手洗い場の数が足りないとの訴えでした。学校管理者に御案内をいただき、実態を見せていただきました。新冠小学校校舎全体には、女子児童用のトイレ個室便器が12か所あり、そのうち1階は、1年生と2年生、6年生の教室に96名の児童が在籍。トイレは、長い廊下を歩いた教室の端に設置されており1か所しかなく、女子児童55名がいる中で、女子児童用個室便器が3か所しかありませんでした。また、2階には、3年生、4年生、5年生、115名の児童が在籍しており、女子児童は60名でトイレは2か所あり、女子児童用個室便器が4か所と5か所の合計9か所ありました。女子児童数の人数に比して、常識的にはかなり足りないと感じましたが、特に1階には3か所しかないというのは少な過ぎると思います。今まではもっと多い児童が在籍していたわけです。今回の実情を訴えてきた児童は、不便さを感じながら訴えることが今まで出来なかったことが、高学年になってようやく口に出せるようになり、切実なこととして保護者を通じて訴えることが出来たのではないかと思います。

これまでは、特に改善を求めるなどの声もなかったのでしょうか。また、検討もされて こなかったのでしょうか。女子トイレという限られた施設状況の中では、なかなか気が付 かない空間であったと思いますし、学校担当者の説明では、特にトイレの前で順番待ちを して並ぶとか、お漏らしをするとかの状況にはないとの説明をいただきました。しかし、 児童は与えられた施設の不便な状況に2階のトイレも利用するなど上手に順応してきたの だと感じましたが、人には言えずに我慢をしてきた児童もいたのではないかと容易に想像 ができる状態であったと、痛切に感じました。トイレという空間は、人間として落ちつい て排せつができる場所でなければならないと思いますが、この現状ではなかなかそうはな っていないと推察いたすところでございます。また、特に男女を問わず、大については時 間がかかりますし、学校ですと後でからかわれるのではないかと我慢をするケースが多く あり、突然おなかの具合などでいかざるを得ない場合も考えられますが、長時間の使用と なると個室が足りないと、安心して使用するにも、気が気きではなくなってくることも考 えられるのではないでしょうか。実態は、今も昔も大については、どこの学校でも問題視 され、専門家の意見では、トイレを我慢することにより便秘や膀胱炎などにつながると警 鐘を鳴らしております。新冠の各学校のトイレは洋式化で整備が終わり、比較的明るい感 じを受けました。今、問題視されている和式の暗い汚い等、悪いイメージはないのではな いかと思いました。しかし、個室内は、児童にとって大変狭い印象を持っているのです。 同じ町内の朝日小学校の女子児童用のトイレも見せていただきましたが、1階に個室が広 い女子トイレがあるので、大変な人気で、2階の児童もわざわざ遠くにある1階の広いト

イレを利用しているようです。今回のお話をお伺いいたしまして感じましたことは、数の 少なさに驚くような状態でしたが、現状は現状に対して、不便な中にもそれを受入れ、上 手になされてきたのではないかと感じました。しかし、このような実態を受入れながらも、 ようやく高学年になって声を上げることが出来た児童の勇気に感銘を受けましたし、来年 度からは朝日小学校との統合もあり、さらに児童数が増えるわけですから、児童に対する 不便さを考慮して、早急に女子トイレの増設をいたさなければならないのではないかと考 え、対応策を求めます。

もう1点は、手洗い場の不足についてですが、コロナ禍で丁寧に手洗いをするために、 昼食前には大変混雑して、待ち時間が多くなってしまうようでございます。また、コロナ 対策で導入したワンタッチレバーは余り利用されていなく、取り外されているようでした。 コロナ等の対策ですと、蛇口にさわることなく、手洗いのできるセンサー式を導入したほ うが有効ではないかと感じましたが、取り入れる考えはないでしょうか。

もう1点は、学校給食従事員のトイレは、専用のものとするように進められておりますが、中学校を含め、この点にはどのようにお考えでしょうか。ここまで申し上げましたことは、予想も伴い改築を見据えて、我慢を強いることも考えられますが、新冠町としては、今後、改築しなければならない大型施設として、順番的には町立国保診療所、町立中学校、その後となる可能性がありますので、それまでの数年間、この不便さを児童に強いることは出来ないのではないでしょうか。早急に解決をいたすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。奥村教育長。

○教育長(奥村尚久君) 竹中議員からの、新冠町立2小学校のトイレ等を設置状況と改善についての御質問にお答えいたします。

1点目の、新冠小学校の女子トイレ個数についてでございますが、校舎全体で児童用女子トイレは、1階と2階の3か所に分かれ、個室は12か所ございます。議員も直接視察し学校からお聞きされておりますとおり、休み時間に順番待ちで並んでいたり、授業時間に間に合わないといった状態にはないことから、学校現場としては課題として捉えておらず、これまで施設改善の要望も教育委員会にあがってきておりません。混雑時には、空いているトイレに移動して使用している様子も見られるということでありますが、児童が主体的に状況に応じて判断し対応していると学校側は認識しております。また、トイレの利用は基本的に休み時間中であることに変わりはありませんが、現在の教育現場においては、児童が担任や支援員へ申し出をすることで授業中にトイレに行くことも浸透しているところです。なお、体調不良等で児童用のトイレの使用が困難な場合には、職員用のトイレを使用することも許可しております。

2点目の、手洗い場の事情ということで、昼食時の混雑や蛇口についてでございますが、 トイレと同様に学校としては課題として捉えておらず、増設等の改修の必要はないという 考えでございます。給食時には数人が並ぶ状態になりますが、配膳等の役割の準備もあり、 分散して使用していることや、一人当たりの使用時間が長くないこと、公共施設での利用 においては、順番を守って待つことも大切であると考えておりますし、トイレと同様に児 童自ら対処し、スムーズに給食に移行しているということであります。また、手洗い場蛇 口へのセンサー式導入につきましては、小学校においてはコロナ対策として設置したレバ 一式を今後も使用していく考えであり、新たに導入する考えはありません。

3点目の、学校給食従事員用のトイレの状況でございますが、文部科学省の学校給食衛生管理基準において、専用のトイレを設置しなければならないことから、他の者が使用することがないよう給食調理室内に隣接した形で設置されております。教育委員会では、月例の校長会や教頭会、指導主事の学校訪問、スクールバス会議のほか、給食運営会議や予算要望に係るヒアリング、また、学校からの連絡による日々の現地確認など、年間を通じて常に学校長をはじめとした学校現場と情報共有や要望事項の聞き取りを行ってございます。児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、学校と教育委員会が連携・協同して、教育環境の整備に努めて参ります。

○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。竹中議員。

○1番(竹中進一君) ただいまの教育長の答弁のありましたように、教育委員会と中学 校がお互いに今回の質問に対して連絡を取り合って協議していただきましたことについて は、心よりお礼申し上げます。1977年11月25日、現在の校舎完成以来49年目を 迎えようとしているわけですが、当時の基準に照らして校舎が建てられ、トイレについて も同様であったのではないかと思います。現在は特に基準的なものはないのでしょうか。 急場しのぎの策ではなく、少なくとも新冠小学校1階の女子児童用個室便器の数は、今で も早急に増設の必要性があると痛切に感じるところでございます。そのためには、かなり の額になると思われる予算が必要ですが、学校施設環境改善交付金のトイレ改修、大規模 改造事業を充てることが出来ましたら、国庫補助も受けられます。この制度の基準により ますと、トイレは、低学年のための普通教室、特別支援学級、保健室等に近接した位置に あることが、トイレが望ましいとなっております。また、教職員用や外来者用トイレは、 児童用とは別に専用のものとすることが重要であるとなっております。義務教育の学校内 におけるトイレ設置基準は特に見当たりませんでしたが、一般社会における労働安全衛生 規則によりますと、男性用大便器の便房の数は、同時に就業する男性労働者60人以内ご とに1個以上とすること。女性用便器の便房の数は、同時に就業する女性労働者20人以 内ごとに1個以上とすることとなっております。これを適用しますと、基準は満たされて いる感がありますが、あくまでも社会人が働く場での基準で、トイレは仕事の合間に行く ことが出来ます。学校の場合、本来トイレは、いろいろと対策もとらえているようですけ れども、基本的には休み時間の限られた中で行うことが普通で、授業中に用を足すとした ら、周りの児童の目を気にしたり、後にからかわれたりするのではないかと思い込み、な

かなか勇気の要ることで、結果的に知らず知らずのうちに、我慢を強いることとなり、さきに申し上げましたのちのちの便秘や、膀胱炎などが危惧されるのではないでしょうか。 現在まで我慢を強いてきた結果を、何とか将来を担う児童のために、1日も早く、解決すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

- ○議長(氏家良美君) 答弁許します。奥村教育長。
- ○教育長(奥村尚久君) 竹中議員の再質問にお答えいたします。基準はないのかという ことでございました。調べてみますと、学校設置整備指針というものがございました。ト イレは男女別に児童数、利用等に応じた適切な数を整備することとされています。また、 手洗い等におきましても同様に、児童数利用率等に応じて適切に整備することとなってお ります。今、議員がおっしゃられたように、事業所ということであれば、労働安全衛生規 則第628条の4項に、女性用トイレの数ということで記載されております。20人を超 える場合には、20人に1人ずつ、21人から40人であれば2つということになります。 現在、新冠小学校12か所ございまして、計算上はですね20人掛ける12か所というこ とで、240人までトイレが可能だということです。この規則には、1階、2階の規定は なく、施設全体としてあらわしているものでございます。現在新冠小学校では115名の 女子児童が在籍しておりますが、6か所あればいいということになります。また、休み時 間もずっと休み時間がないわけではなくて、1時間目終わってから、2時間目25分休み、 3時間目終わってからまた休み時間。それから4時間目、給食終わり。小刻みに休み時間 の部分もありますので、一気に子どもたちがその時間の中で用を足すということはありま せん。また、令和6年の統合時には、女子児童127名となりますが、基準上では7か所 あれば足りるということです。規則上の数の不足はありません。しかしながら、議員が、 児童、保護者からお聞きになったということですから、これからも、子どもたちの声や先 生方の声、また管理職との日常の情報交換をしながらですね、教育環境の整備に努めてま いりたいとういうふうに考えております。
- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) 今回の私の質問に先立ちまして、学校側と、今回悩みを訴えてきた児童側との懇談が持たれたようでございます。そのことで、今、教育長がおっしゃられたようなことで解決を図っていくということでございますけれども、学校側もそれほど重要というふうには考えていないようですけれども、児童にしたらなかなかそれでは納得しないような状況にあったように聞いておりますけれども、その辺の状況は御存じでしょうか。
- ○議長(氏家良美君) 答弁を許します。奥村教育長。
- ○教育長(奥村尚久君) 先日、新冠小学校の校長に教育委員会のほうに来ていただき、

この状況について、学校長として課題はあるのかというお話を聞きました。学校長としては、課題として押さえていないということでありました。子どもについてはですね、例えば1年生2年生の子どもたちが女子トイレに先に行った場合には、高学年の子どもは、上の階に回る。そういったことも含めてですね、やっているということなので、そういったところは大切なことなのかなというふうに思ってます。また数の部分については、言われたように少ない部分も感じられるかも分かりませんけれども、基準に沿って設置しているということでございますので御理解いただきたいというふうに思います。あと、学校と保護者の部分でしっかりと、児童と学校が話しして児童がそれに対して、しっかり満足していないということの部分については、校長からはまだ聞き取っていません。その分については、末た改めて、その分については聞いていきたいなと思います。

○議長(氏家良美君) 引き続き竹中進一議員の、急を要するデータセンター誘致促進への取り組みの発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番(竹中進一君) 議長より発言の許可を得ましたので、次の一般質問をいたします。 本年3月の第1回定例会において、ICTによる活性化への取り組み、データセンター や実証実験への積極的な誘致について一般質問いたし、データセンターへの町長の所見を 伺いましたが、現時点においては、まちづくりの中で優先順位は低いとの答弁をいただい たところでございます。第1回定例会で、そのような町長答弁をいただいたにもかかわら ず、時間を置くことなく、このたびの質問に至りましたのは、第1回定例会後、経済産業 省が2021年に策定した半導体デジタル産業戦略の改定案を示したことに起因するもの であることを御理解ください。

改定案では、国内のデータセンターの8割超えは、東京圏、大阪圏といった大都市に集中し、かつ国際海底ケーブルの陸揚げ局は、房総半島や志摩半島などに集中していることに対し、大規模自然災害等への備えとしての危機対策の強化、脱酸素電源活用等の観点に加え、北米やアジア太平洋島をつなぐ我が国の地理的な優位性を生かし、国際的なデータ流通のハブ的役割を強化するとして、戦略的な中核拠点の整備に向けた取り組みを行う。さらには、国際海底ケーブルルートの多様化と、ハブ機能の強化を促進することを目的に海外と日本を結ぶ海底通信ケーブルの整備とケーブルの陸揚げ基地として北海道と九州を優先する方針が示されました。また、陸揚げ基地候補として苫小牧市が有力視されている旨の報道があったところです。これまで世界的に見ても、先進各国に遅れをとっている感のあるICTに関する取り組みを挽回するために、データセンター整備補助費を、今回、2023年度から4年間で455億円を計上。事業者をこの夏以降に公募するとしております。今までは、土地造成や電線整備への最大半額補助でしたが、北海道と九州については、一定の条件を満たせば建物への補助も受けられるという、進出する企業にとっては魅力的な条件が整うことになりました。近隣に新千歳空港があり、さきに申し上げました、苫小牧市に海底ケーブル陸揚げ局の整備が期待できることとなりましたので、格好の条件

が新冠町にそろってきたのではないかと思います。現時点では、苫小牧市に陸揚げされる 海底光ケーブルからラピダス進出が決定した千歳市、札幌市の大都会、大規模データセン ターのある石狩市を結ぶ計画が中心となっているようですが、このルートですと、一極集 中のリスクも危惧されます。新冠町は、このルートからも程よい距離に位置する地域とも なりますので、大変困難な取り組みとなると思いますが、町長には、町の活性化に即つな がると期待が出来ますので、町の前向きな取組姿勢を求めるところでございます。以下に、 新冠町を候補地として推し進めた理由について述べさせていただきます。国が示す北海道 を選んだ3つの理由には、1、既存のデータセンターが集中している東京、大阪圏からの 遠さ。2、再エネ電源の多さ。3、北米などとの距離が近く、世界的な拠点になり得る。 以上の3点が示されております。この中の、特に2の再エネ電源については、現在、新冠 川水系に4か所の水力発電があり、合計で最大27万9千キロワットの再生電源を生み出 しております。最も下流には岩清水ダムが位置しておりますが、その下流もさらに急勾配 の川となっており、平地に出るまでの間には、ポロピナ沢やアブカシャンペ沢をはじめ、 数本の沢から水が合流しており、グーグルを見ると、全くの素人考えではございますが、 その下流にさらに水力発電用のダムの建設が出来そうな感じがします。もし、もう1か所 水力発電所が出来たとしたら、再エネ電源のさらなる利用が見込めるのではないかと思い ますし、現時点では、データセンター冷却用の大量の電源は、再生エネルギーを当てるこ とが重要なポイントとなる方針ですが、現時点では、主に、洋上風力が想定されているよ うです。しかし、安定のしない風力発電は、蓄電装置や事故の可能性が高いと思われます ので、より安定した電源の水力のほうが絶対的有利だと思います。したがって、データセ ンター誘致の切り切り札にもつなげることができるのではないかと思います。ぜひ、この ような壮大なプロジェクトを実現に挑戦いたし、町長を先頭に町民全体が一丸となって取 り組み、相当な時間と努力が必要となりますが、夢のような話に終わらせることなく、ま ちの活性化に大きな期待を膨らませることができると思いますので、ぜひ取り組んでいた だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(氏家良美君) 答弁を許します。鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 竹中進一議員から御質問の、急を要するデータセンター誘致促進 の取り組みについてにお答えいたします。

本一般質問は、本年第1回定例会において竹中議員が提出した、ICT先進自治体への 取組みで、町の活性化をに係る一般質問と同様の質問であり、4月以降の特別な事情の変 化に起因した一般質問とも思えないため、この度の答弁は第1回定例会における答弁と大 枠において変わるところはないことをまずもってご承知おき願います。

また通告書にあります本年6月6日に公表された経済産業省による改訂版、半導体デジタル産業戦略については、半導体と蓄電池に関する取組みの加速化、AIを念頭に置いた情報処理基盤の構築及びインフラの整備について内容を改定し、取りまとめたものと認識

しており、まちづくりの方向性に影響を与えるものとも考えておりません。従って、第1回定例会における答弁である、雇用の創出、地域経済への寄与といった私たちが企業誘致に期待する効果が希薄と考え、現状解決しなければならない多くのまちづくりの課題がある中、データセンターの誘致を優先して進める考えはございませんという答弁を再度申し上げさせていただきます。

竹中議員のこの度の一般質問は、半導体デジタル産業戦略の改訂において国がデジタルインフラ整備の方向性として北海道や九州圏での整備促進を打ち出したことがきっかけになっているかと推測します。また改訂版では、電力源として脱炭素の必要性をうたっていることから水力発電所の新設可能性をも提案理由に上げられているかと考えます。しかしながら、送電施設から所定の距離内にある必要面積を備えた適地を当町が有しているとは考えられず、また莫大な建設費用を要する水力発電所が今後新たに建設される可能性は極めて低く、そのことを前提とする町づくり協議は、困難と言わざるを得ません。今は、データセンター誘致に向けた議論ではなく、町民生活と新冠町が直面する多くの課題解決に向け、議会と協議を重ねるときと考えていますので、ご理解願います。

○議長(氏家良美君) 再質問ございませんか。竹中議員。

○1番(竹中進一君) 今回の一般質問をいたすに当たり、私は2か所のデータセンターを視察いたしました。両施設とも、今後の需要拡大を見越していることを感じました。石狩市のデータセンターは、近隣に風力と太陽光発電設備を備えておりましたが、今月17日の新聞報道では、国内最大級のスーパーコンピューター相当の計算機能を整備し、約135億円を投資すると掲載されており、さらに、今月20日の報道では、電源を水力中心の再生可能エネルギーへの切替えを行うとされておりました。ただ、1点気になりましたのは、海が近いために、塩害を防ぐため、大事な換気に特殊なフィルターを使っていて、一部さびのようなものも見受けることが出来ましたことから、データセンターは、繊細な配慮が必要との印象を受けてまいりました。余談ですが、スーパーコンピューター構想が発表されたその日には、当該事業者の株価が急騰するなど、事業者にとって、また投資家にとってデータセンターにかかる取り組みは、企業価値の向上をもたらすという大きな意味が現在はあり、多くの企業が参画を計画する余地が今後あるかと考えます。こうしたことからも、データセンターは、今後、最大の成長分野であることは間違いないのではないでしょうか。

もう一方で、データセンターが大量に必要とする電力について、全くの素人の考えでは ございますが、新冠川水系の新たな水力発電の可能性について、一考することは出来ない でしょうか。仮に、岩清水発電所の下流にダムをつくるとしたら、正確な数字ではござい ませんが、発電所近辺の標高は約180メートルで、泉地区の山中での川の標高は約90 メートルではないかと思いますが、その落差は約85メートルあるのではないかと思いま す。再生可能エネルギーの普及は喫緊の課題で、その可能性がある限り、挑戦してみる価 値は、限りなくあるのではないでしょうか。視察した、もう一方のデータセンターでは内部を見ることが出来、雪を利用した一定の温度を24時間 38度 C に保ち、中に長時間いますと、汗ばむ感じでした。将来的には、現施設を10 倍に増設し、農業や陸上の水産養殖を進めるための実証実験も行っておりました。

今回の質問は、大変難しい内容ではございますが、道内2か所のデータセンターも実現までには10年ぐらいを要して実現に至ったとお伺いいたしました。新冠の現在の水力発電所、アーチダムの建設当時の関係者のお話を聞く機会がございました。以前、レコード館ですが、お聞きいたしましたが、今はあそこにあります、当然のような感がありますが、相当の苦労や犠牲を払い、完成したことを伺うことが出来ました。もし、可能性があるとしたら、今は絶好のチャンスではないかと思いますし、現在の技術や機械の進化により、当時よりは、取り組みやすい環境ではないかと存じますので、新冠町の将来を見越して、ぜひとも取り組んでみてはいかがと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(氏家良美君) 鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 竹中議員の再質問にお答えします。データセンターへの議員の思いでは理解しますが、私は、データセンター立地における4つの優位性の確保は、当町においては不可能ととらえてございますし、さきの答弁でも申し上げたとおり、誘致事業として、経済効果の期待性が希薄で、現実性のない事業は施策の選択肢にはございませんので、御理解願います。

また、新冠川の発電につきましては、新冠川は、農漁業への維持流量の確保という大事な点がございますし、そういった面で、冷却水として大量の水を使うこの計画については、全く不可能だと考えてございますので、御理解願います。

- ○議長(氏家良美君) 再々質問ございませんか。
- ○1番(竹中進一君) ありません。
- ○議長(氏家良美君) 以上で竹中進一議員の一般質問を終わります。 これで一般質問を終わります。

#### ◎日程第4 選任第39号

○議長(氏家良美君) 日程第4、議案第39号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を 議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して 行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお 願いいたします。

事項別明細書の12ページをお開きください。歳出の1款議会費から質疑に入ります。 12ページから13ページ、1項議会費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、2款総務費に入ります。14ページから17

ページ、1項総務管理費、別冊の6月補正予算説明資料は、1ページから4ページです。 ありませんか。

#### 酒井議員。

- ○2番(酒井益幸君) 2番酒井です。議案書でいくと15ページの新冠町コミュニティバス運営事業についてお尋ねいたします。予算額は75万ということでありますけれども、これまず何点かお聞きしたいんですが、この2台、車両所有しているわけでありますけれども、この現在故障されたコミュニティバスについて、年式はどれぐらいなのか、また走行距離はどれぐらいなのかについてお願いします。
- ○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) 当該車両につきましては、平成29年2月購入車両でございまして、これまでの総走行距離を申し上げますと、63万3885キロになります。
- ○議長(氏家良美君) 酒井議員。
- ○2番(酒井益幸君) 念のため質問させていただくんですが、63万キロということはもうほぼほぼ、もうかなりくたびれてるのかなあと思うわけでありますけれども、これ過去にこのミッションを一式交換した経緯っていうのはあるんでしょうか。
- ○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) ミッションを交換するのは今回が初めてということになりますが、これまでほかの修繕等は度々繰り返しでございまして、ちょっと質問からは外れるんですが、過去6年間では相当額の修繕費、500万以上の修繕費がかかっているというのが現状です。
- ○議長(氏家良美君) 酒井議員。
- ○2番(酒井益幸君) そうしますと、修繕を繰り返し繰り返しやっているんであれば、この際思い切ってですね、予算がつくかどうかわかんないんですけれども、次回にはもう63万キロということでありますので、車両の入替えを検討してみてはどうか。だから今回は、必要最小限の修繕に収めるっていう、一式じゃなくて悪いところだけっていうことにはならないのかどうか。
- ○議長(氏家良美君) 山本副町長。
- 〇副町長(山本政嗣君) 御指摘のように、走行距離も年式も古くなってきてございます。 今回は、補正予算の措置に関してのお願いでございますので、運行を止めれないコミュニ ティバスを、年度途中の中で、今おっしゃられたように最低限の範囲の中で、これを直さ せていただきながら運行を継続させたいということが補正の趣旨であります。次年度以降 に向けましては、当然現状を踏まえた中で車両の更新ということについて、これは原課と 予算課の協議が進むものと考えておりますけど、今回の補正の趣旨としてはそういうこと で押さえていただきたいと思います。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。 竹中議員。

- ○1番(竹中進一君) 1番竹中です。17ページの光ケーブル移設手数料に関することで質疑いたします。今後、ローカル5Gと、こういった光ケーブルの移設だとかと延長とかっていうことは、今後出てくる問題だと思いますけど、そういう場合に対してはこういった、町のほうでの対応はしていただけるのかということについてお伺いします。
- ○議長(氏家良美君) 佐藤企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) その時の状況と、いろいろなこれまでの経緯の協議の経過に もよるかと思いますので、それは今この時点で明確な答えお答えをすることは出来ないの ですが、その都度、検討させていただきたいというふうに答えさせていただきたいと思い ます。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、18ページから19ページ、2項徴税費ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、20ページから21ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料は5ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、22ページから23ページ、6項監査委員費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(氏家良美君) ないようですので、3款民生費に入ります。24ページから27ページ、1項社会福祉費、予算説明資料は6ページから10ページ、ありませんか。 武藤議員。
- ○7番(武藤勝圀君) 7番武藤です。1点だけ、この27ページの福祉暖房費について 伺います。予算説明資料によりますと、生活保護世帯を除くというふうになっております けれども、新冠も大体100円を目途にずっと何回か実施しておりますけれども、いつも 生活保護世帯を除くっちゅうことなんですね。ただ厚労省の通知では、要するに福祉灯油 は生活保護者も含めて支給して差し支えないちゅう通達出てると思うんで、管内でいえば 隣の新ひだか町が生活保護世帯も出してますよね。そういう点で、ぜひ新冠でも生活保護 世帯も含めて出せないかどうかということを伺います。
- ○議長(氏家良美君) 島田保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(島田和義君) 当町が実施を検討しておりました、あったか暖房費助成 事業でございますが、これまでは、あったか灯油券の事業として実施してまいりました。 その際、議員言われるとおり生活保護世帯については、対象外というふうに取り扱ってき ましたけれども、この事業につきましては、財源を今回はコロナウイルスの財源使います けれども、この事業自体は町の単独事業でございます。その中で、事業対象をどうするか

という中で、生活保護世帯の方につきましては冬季加算ということで、当町の場合10月から4月までの7か月間、1人世帯であれば月額で1万2千円ほど、2人世帯であれば月額で1万8千円ほど、この月額が7か月間支給されるということでございます。一方、この事業で対象としております高齢者のみの世帯、障害者手帳の交付を受けた世帯、独り親世帯、これらの世帯については、そういった手当がないということでございますので、生活保護世帯の方については、対象外ということで考えております。

- ○議長(氏家良美君) 武藤議員。
- ○7番(武藤勝圀君) 厚労省の通達で2007年かな、ちょっとはっきりはあれですけども、生活保護世帯に対する助成費、冬季加算等は要するに収入と認定しないっちゅう通知が全国に出されて、そういう点で、全部が市町村やってるわけではありませんけども、さっき言ったように管内で新ひだか町やってるし、全道でも結構やってると思うんですね。だからそういう点で新冠もぜひ検討してほしいと思ってます。
- ○議長(氏家良美君) 島田保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(島田和義君) 過去の厚労省の事務連絡でございますけれども、この生活保護世帯という方は、ある一定の収入があるとこれは生活保護世帯としては認められません。この厚労省の通達が言っているのは、その収入として、あったか灯油券、これは収入としてカウントしない。いわゆる生活保護を支給するかどうかの判断に、あったか灯油券のお金は入れないという意味でございます。私どもの事業は先ほども申し上げましたとおり、生活保護世帯には、こういった冬季加算がある。片や無い。そういうことで事業を判断しております。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。 酒井議員。
- ○2番(酒井益幸君) 2番、酒井です。先ほどと若干同僚議員と関連するかもしれませんけれども、説明の内容は分かりましたので、今回の事業名、福祉灯油という前回は事業名だったと思うんですけれども、今回、あったか暖房費助成事業とした名前の名称の変更の理由と、これ国の、先ほど説明にあったとおり、電力ガス食料品等価格高騰重点支援という交付金、コロナウイルスという使い勝手のいい臨時交付金なわけでありますけれども、この財源があるというわけでありますので、先ほど生活保護世帯というお話あったんですけれども、対象世帯を、例えば子育てで苦労されている低所得者層ですね、非課税世帯ではない低所得者層等に、増やすべきだったのではないかについて2点伺います。
- ○議長(氏家良美君) 島田保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(島田和義君) まず1点目でございますけれども、これまではですね灯油券に限定をしておりまして、券を対象者の方にはお渡ししておりました。そういたしますと、実際には、まきストーブですとか、電気での採暖をされている方、これらの方に対応が出来ないということで、このたびの事業から券ではなくて、現金支給ということに切替えてございます。それから対象につきましてですけれども、この事業を広く全道的にや

っている事業多いんですけれども、その中でもですね、この町民税非課税世帯、なおかつ ここでいう高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯、ここが生活困窮ということで事業され ているところが多いということで、当町もそれにならいですね事業を実施しているという ことで御理解いただきたいと思います。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、28ページから29ページ、2項児童福祉費、 予算説明資料は11ページから12ページです。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、4款衛生費に入ります。30ページから31ページ、1 項保健衛生費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、32ページから33ページ、2項清掃費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、34ページから35ページ、3項水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、5款農林水産業費に入ります。36ページから39ページ、1項農業費、予算説明資料は13ページから14ページです。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、40ページから41ページ、2 項林業費、予算説明資料は15ページです。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、42ページから43ページ、3項水産業費、予算説明資料は16ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、6款商工費に入ります。44ページから45ページ、1項商工費、予算説明資料は17ページから19ページ、ありませんか。 武田議員。

○10番(武田修一君) 10番、武田です。17節備品購入費、今回新冠温泉の備品購入費ということで、108万7千円。揚湯装置用特殊機材の購入ということで、度重なる揚湯装置の停止を受けて、このたび町内企業でもこの復旧作業が可能となる機材を購入したということで、迅速な対応が期待されるところですけれども、停止した過去3回と比べて、その復旧にかかる費用としてはどれくらい抑えられる見込みなんでしょうか。

- ○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) 今回の備品購入で経費が削減できるのは、まず備品の借上料。 それと、地元事業者の方がノウハウを取得したことによって、専門業者の派遣費が軽減されるといったことになりまして、あくまでも試算なんですが、1回当たりおおよそ50万円ほどの経費削減につながるというふうに試算してございます。
- ○議長(氏家良美君) 武田議員。
- ○10番(武田修一君) もちろん停止することがないことが望まれるんですけども、も し停止があった場合、何回でこれは元が取れるというような考え方。
- ○議長(氏家良美君) 佐藤企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) およそ1回の経費で100数万円、107万円だったかと思うんですが、定かでございませんが100万円程度の経費がかかってございましたので、2回、3回目には経費の元が取れるということになるかと思います。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 5番、伹野です。今と同じとこなんですけども、特殊機材を購入 するということですけども、その保管場所はどこなのか。またその保管庫は必要があるの かないのか、まずこの点お願いいたします。
- ○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) 作業する場所がプラントになりますので、プラント側にありますプレハブで保管したいと思っております。作業を迅速に行うために近いところに保管するのがよいかと判断いたしました。
- ○議長(氏家良美君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 次にですね、その機材は町内業者が作業するという説明ですけど も、町内には2業者ありますけども、2社ともその作業はできるのか出来ないのか。お願 いします。
- ○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) 現状は1社のみが携わることができる状況にはなってございます。と申しますのも、今まで専門業者を派遣していただいた際に、共同でやっていただいた事業者さんが1か所、1事業者のものですから、現状においては1事業者のみとなってございます。
- ○議長(氏家良美君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 今後そのような事態が起きた場合は、その業者を専門に行って、 他業者は入れないという形で理解しよろしいでしょうか。
- ○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。
- ○企画課長(佐渡健能君) 町内の他の事業者は必要ないかということですね。現状の中では、1事業者さんがいれば、賄えることになるかと思いますが、今後ノウハウを共有す

る意味では、ともにやっていただく場面もあるかもしれません。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、7款土木費に入ります。46ページから47ページ、1項道路橋梁費、予算説明資料は20ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、48ページから49ページ、2 項河川費、予算説明資料は21ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、50ページから51ページ、3項住宅費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、52ページから53ページ、4項下水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(氏家良美君) ないようですので、9款教育費に入ります。54ページから55ページ、1項教育総務費、予算説明資料は22ページから23ページ、ありませんか。 酒井議員。
- ○2番(酒井益幸君) 2番、酒井です。このスクールバス安全装置購入事業についてお尋ねいたします。まず、これは国の関する事業としてとらえております。その上で、この装置につきましてちょっと説明を求めたいと思うんですけれども、この説明資料にあります通り、降車時確認式、自動検知式、併用式、3種類の装置が考えられますよという説明の内容がありまして、これを先日説明を受けた段階では、降車時確認式にしますという説明が触れられました。その中で、これ財源内訳が書いていないんですけれども、これは町単費で全部全額負担するものなのかということが1点目と、車両1台当たりおおよそこの額として、どのぐらい想定をしているのか、この2点お願いします。
- ○議長(氏家良美君) 新宮管理課長。
- ○管理課長(新宮信幸君) こちらのスクールバスの安全装置の購入事業でございますが、スクールバスにつきましては義務ではなくて、国のほうで補助金を出して推奨している事業でございます。そちらにつきまして道のほうから補助金が入る予定でございまして、その上限額が、1台につき8万8千円ということでございます。またこちらの機器の単価でございますが、現在予定しておりますのは17万5千円、1機につき17万5千円の単価でございます。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、56ページから57ページ、2項小学校費、

予算説明資料は24ページ、ありませんか。

伹野議員。

- ○5番(伹野裕之君) 5番、伹野です。説明資料24ページで交通安全啓蒙備品購入と ありますけども、具体的にどのようなものを購入するのか説明願います。
- ○議長(氏家良美君) 新宮管理課長。
- ○管理課長(新宮信幸君) こちらは、対象につきましては、小学校または朝日小学校というふうに記載してるんですが、来年度に新冠小学校へ統合されることもありまして、また、新冠小学校への乗り入れするスクールバスが増加するということもございまして、それについて新冠小学校のほうで、交通安全学習を行いたいということで、それに対する啓発用のDVDを購入したいというふうに伺ってございます。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、58ページから59ページ、3項中学校費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、60ページから61ページ、4 項認定こども 園費、予算説明資料は25ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、62ページから63ページ、5項社会教育費、 予算説明資料は26ページ、ありませんか。

**伯野議員**。

- ○5番(伹野裕之君) 説明資料26ページになります。氷川生活センターを改修して陶芸館にするんですけども、改修後氷川生活センターの名称は残すのか、それとも新冠町陶芸館とするのか、どうなんでしょうか。
- ○議長(氏家良美君) 工藤社会教育課長。
- ○社会教育課長(工藤匡君) 改修後はですね、新たに条例等を設けまして名称のほうは変更する予定でございます。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、6 4ページから 6 5ページ、6 項保健体育費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、10款災害復旧費に入ります。66ページから67ページ、1項公共土木施設災害復旧費、予算説明資料は27ページ、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入に入ります。前に戻り、8ページをお開

きください。歳入はページごとに一括して行います。8ページから11ページの上段まで。 14款国庫支出金、15款道支出金、17款寄附金、19款繰越金、20款諸収入ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、10ページから11ページ、21款町債、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出全般にわたって、ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。 これより本案に対する討論を行います。 反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第39号について採決を行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。よって、 議案第39号は原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。

> 休憩 午後2時 2分 再開 午後2時10分

- ○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
  - ◎日程第5 議案第40号
- ○議長(氏家良美君) 日程第5、議案第40号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。 発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。 引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第40号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第41号

○議長(氏家良美君) 日程第6、議案第41号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計 補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。 発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第7 議案第42号

○議長(氏家良美君) 日程第7、議案第42号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。 発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第43号

○議長(氏家良美君) 日程第8、議案第43号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療助事業特別会計補正予算を議題といたします。

予算説明資料は28ページです。これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳 出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議員派遣の件

○議長(氏家良美君) 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、御手元に配付しましたとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、御手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

## ◎日程第10 発議第1号

○議長(氏家良美君) 日程第10、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2 分の1への復元30人以下学級など教育予算確保・拡充及び就学保障の実現に向けた意見 書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○1番(竹中進一君) 発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について提案内容を説明させていただきます。本意見書は、伹野裕之議員を賛成者として、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

次のページをお開きください。義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元3 0人以下学級など教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書。義務教育費国庫負 担制度は、2006年に3分の1に変更されたが、国の負担率を2分の1に復元すること が求められる。小学校においては、2025年度までに段階的に35人学級が実施される が、教職員定数が増とはなっていない。今後30人以下学級を目指し教職員増の必要があ る。要保護、準要保護率が14.2%となっており、就学援助制度奨学金制度拡充を図る よう以下に記載の3項目について強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により 提出する。意見書提出先は記載のとおりです。

以上が発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保・充実と就学保障の実現に向けた意見書についてです。御審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第1号に対する質疑を行います。

発言を許可します。

中川議員。

- ○8番(中川信幸君) これ3分の1を2分の1に復元をしたいということの意見書なんですけど、これ提案者に聞きたいんですけど、これ意見書出して2分の1になる可能性っていうのはあるのかどうか。
- ○議長(氏家良美君) 竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) 国の予算的には、大変どんどんどんどん減らされるような状況になっている。その背景につきましては、やっぱり少子化の影響がございます。それで、これを、今、35人学級が徐々に進んでおりますが、もっと日本の国は、今、35人学級ということで、大変前進したようには見えますけれども、先進国、ほかの先進国にしてみれば驚くような人学級35人とか40人というのは、驚くような数字で、昭和の初期ぐらいから中期、戦後あたりまでは、日本の教育というのは大変世界的に見て進んでおりましたけれども、最近は、ほかの国に抜かれております。その原因の一つとしては、1学級における児童の数の、やはり格差というものがあるんではないかと思います。極端なところで言えば10人とか15人とかという先進国もありますので、それに習うように、今、一生懸命意見書等を出して実現しようとするものでございます。
- ○議長(氏家良美君) 中川議員。
- ○8番(中川信幸君) いやそれを言ってることはわかった。ただその人数を少なくして、

学級数を増やすとしたら、今、テレビあるいはマスコミ等で随分ニュースになっておりますけど、先生の成り手が少ないから大変だというようなねことも今話題になっていて、そういったことも加味して、こういうことを意見書を出そうとしてるのか、その辺の真意を聞きたいと思います。

- ○議長(氏家良美君) 竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) すいません資料はちょっと用意したはずだったんですけれど、以前は10倍以上の倍率だったんですよ先生になるための、それがどんどんどんどんばって今報道等で成り手がなくて困っているということでございますけれども、1倍以下とか、それから2倍以下とかそういう状況ではなくて、もう少し昔から見れば、応募する人が、先生になりたい人が少なくなったという状況ですね。今の段階でピークで70万人以上いた先生が現在では60万人もうちょっとしたら切るんじゃないかというような状況に、先生自体もすごく減っています。それはもう少子化の影響です。
- ○議長(氏家良美君) 中川議員
- ○議長(氏家良美君) これ最後にします。提案者の言ってることは理解は出来ないわけでもないんですけど、そういったいわゆる世間の今のね、状況を判断しながら、この意見書を何でも出せばいいっていう問題でないんで、十分やっぱりその辺は精査して、今、国の動き等勘案しながら出すべきだと思いますがいかがでしょうか。
- ○議長(氏家良美君) 竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) ただいま同僚議員からの意見を重く受け止めさせていただきます。 しかし、日本の国の教育レベルっていうものを、やはりどんどん上げていかなければならない、世界の国にも引けをとらないような状況にしていくためには、こういった、教育予算というものをもっともっと充実させていただいて、しかも、1学級における児童生徒の数というものももっともっと下げていかなければならないという、そういう思いもございますので、何とか御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。 酒井議員。
- ○2番(酒井益幸君) 1点質問があるんですけれども、2番、酒井です。2項目の1番最後から3行目の分。計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のためってあるんですけれども、当町におきましては、これが不十分ではないというふうに私感じているんですけれども、この辺を削除してはどうかな。訂正または削除してはどうかなと思うんですけどいかがでしょうか。
- ○議長(氏家良美君) 竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) これは全国的な運動として、文科省とか内閣総理大臣とか、そういったところに提出する意見書でございますので、ぜひとも点については、残していただくように御理解お願いしたいと思います。
- ○議長(氏家良美君) 酒井議員。

- ○2番(酒井益幸君) 今答弁ありました全国的なというお話ありましたけども、ここは 新冠町議会という、議長名で提出するわけですから、ここは厳格にやるべきだと思います けどいかがですか。
- ○議長(氏家良美君) 竹中議員。
- ○1番(竹中進一君) 町長に提出するということであればそのとおりだと思いますけど、 しかし国の教育関係する、そういった出先機関に提出するわけですから、何とかこの辺に つきましても御理解のほどお願いしたいと思います。
- ○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれ関係機関に提出することといたします。

## ◎日程第11 発議第2号

○議長(氏家良美君) 日程第11、発議第2号、道教委これからの高校づくりに関する 指針を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出につ いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○1番(竹中進一君) 発議第2号、道教委これからの高校づくりに関する指針を見直全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についての提案内容を説明させていただきます。本意見書は、伹野裕之議員を賛成者として、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条2項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。北海道教育委員会による、これからの高校づくりに関する 指針を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書。道教委は、 公立高等学校配置計画を進め望ましい学級規模を1学年4ないし8学級とし再編整備を進 める基本的な考えを踏襲しており、地元の高校を奪われた子どもたちや保護者の負担は大 きくなり、さらに過疎化が進むこととなっている。広大な北海道の実情にそぐわない指針を見直し、新たな計画制度をつくり出していくために次期記載4項目について強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出関係機関は記載のとおりです。以上が、発議第5号、道教委によるこれからの高校づくりに関する指針を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提案内容です。御審議の上、採択くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。 これより、発議第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 会議案第8号~日程第14 会議案第10号

○議長(氏家良美君) 日程第12、会議案第8号、日程第13、会議案第9号、日程第 14、会議案第10号。以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会、 並びに新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会の各委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第8号、会議案第9号、会議案第10号は、申出のとおり継続調査することに決定いたしました。

これをもって、本定例会に付議された案件は、案件の審議は全て終了いたしました。

## ◎閉会の議決

○議長(氏家良美君) お諮りいたします。

新冠町議会会議規則第7条の規定により、令和5年第2回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) 御異議ないものと認めます。 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

## ◎閉議宣告

○議長(氏家良美君) これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長(氏家良美君) これをもって、令和5年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時31分 閉会)